８室戸市有害鳥獣被害対策協議会公告第６号

一般競争入札の公告

下記の物品について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和８年８月１３日

室戸市有害鳥獣被害対策協議会
会長　山下　武史

記

１　入札に付する事項

（１）事 業 名　令和８年度室戸市鳥獣被害防止総合対策推進事業（物品購入）

（２）物　　品　サル用捕獲器　40 基

（３）納入場所　室戸市役所（高知県室戸市浮津２５番地１）

（４）物品の仕様等（別紙「見積参考資料」参照）

①寸法　　W0.6m×H0.6m×L1.2m 程度であること。

②総重量　　30 kg以下

③組立・移設が少人数且つ短時間で行う事ができること。

④サルを捕獲後、壊れずに機能を保ち続けることができる強度をもつこと。

⑤内部が捕獲個体を傷付けにくい構造であること。

⑥網目が、通常考えられる大きさのニホンザルを捕獲後、逃げることができない仕様であること。

⑦その他

・カタログ等規格の分かる書類を「４ 参加の申請」時に提出すること。）

・納 入 日　落札後、別途協議する。

（５）納入期限　令和８年１２月２５日（火）まで

２　担当部局　室戸市有害鳥獣被害対策協議会事務局（室戸市役所　産業振興課内）
電話番号：0887-22-5119

３　入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（１）農林水産省の機関、都道府県、市町村から指名停止の措置を受けていないこと。

（２）有害鳥獣被害対策事業に係る物品の納入実績があること。

（３）当該事業を期限内に適切に履行できる者

（４）室戸市有害鳥獣被害対策協議会との間で、適時相談対応がとれること。

（５）事業実施主体及び地域住民に対して、見積参考資料の業務内容について適切に対応できる者

（６）次のいずれかに該当する者は、入札に参加する事ができない。

ア　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員並びに暴力団の利益

4　参加の申請

入札への参加を希望する者は、次に掲げる書類を期間内に室戸市有害鳥獣被害対策協議会事務局まで持参または郵送により提出するものとする。

（1）受付期間　令和８年８月１３日（木）から令和８年８月２７日（木）まで（土日を除く）

（2）受付時間　９時から１７時まで

（3）必要書類　①一般競争入札参加申請書

②契約に係る指名停止等に関する申立書

5　仕様等に関する質問及び回答

（1）質問書の提出について

①提出方法　ＦＡＸのみとする。

②提 出 先　室戸市有害鳥獣対策協議会（ＦＡＸ：0887-22-1120）

③受付期間　公示日から令和８年８月２１日（金）１７時まで

（2）質問者への回答について

回答期日　令和８年８月２５日（火）１７時までにＦＡＸにて回答する。

※原則、質問者に対してのみ回答する。ただし、事務局で全事業者へ知らせる必要があると判断した場合は、全事業者に回答する。

6　入札方法等

（1）入札方法等

①持参または郵送（一般書留または簡易書留）により入札書を提出すること。

②入札は、所定の様式による入札書を作成し、二重封筒（内封筒及び外封筒）により提出すること。

③内封筒には入札書を入れ封かんし、物品名・入札者名等を記載すること。

④外封筒には朱書きで「入札書在中」と記載すること。

⑤入札書には、物件調達にかかる経費及び運搬費用等を含めた総額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

⑥提出期限　令和８年９月４日（金）１３時必着

⑦提 出 先　室戸市有害鳥獣被害対策協議会事務局

〒781-7185　高知県室戸市浮津２５番地１

⑧入札保証金　免除する。

（2）開札日時等　令和８年９月４日（金）１３時３０分

室戸市役所２階第３会議室

（3）落札者の決定等

①予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

②落札となるべき同価格の入札者が２者以上あるときは、場所及び日時を指定したうえで、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、代表者が出席できず、代理人がくじを

引く場合は委任状を提出しなければならない。

③くじ引きを辞退又は欠席した場合は失格とする。

④結果は文書にて通知する。

7　入札の無効

（1）入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

（2）金額その他記載事項が明らかでない入札

（3）同一入札者がした２以上の入札

（4）前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札

8　契約保証金

免除する。